

○厚生労働省告示第 号

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号及び介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）附則第二十条の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚令第 号）附則第九条において準用する附則第四条第一項各号及び第二項各号並びに第七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第九条において準用する附則第四条第一項各号及び第二項各号並びに第七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚令第 号。以下「平成十八年改正省令」という。）附則第九条において準用する附則第四条第一項各号及び第二項各号並びに第七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区 分		額
一	イ 平成十八年改正省令附則第九条において準用する附則第四条第一項第一号ロ、第二号ロ、第二項第一号ロ又は第二号ロに掲げる者	一日につき 六百五十円
二	イ 平成十八年改正省令附則第九条において準用する附則第四条第一項第一号イ、第二号イ、第二項第一号イ又は第二号イに掲げる者	一日につき 三百九十円